

第3章第1節 仕事と生活の調和の状況の最近の動き

本節では、仕事と生活の調和の状況について、「憲章」、「行動指針」策定後を中心に最近の動きを概観します。

（就労による経済的自立）

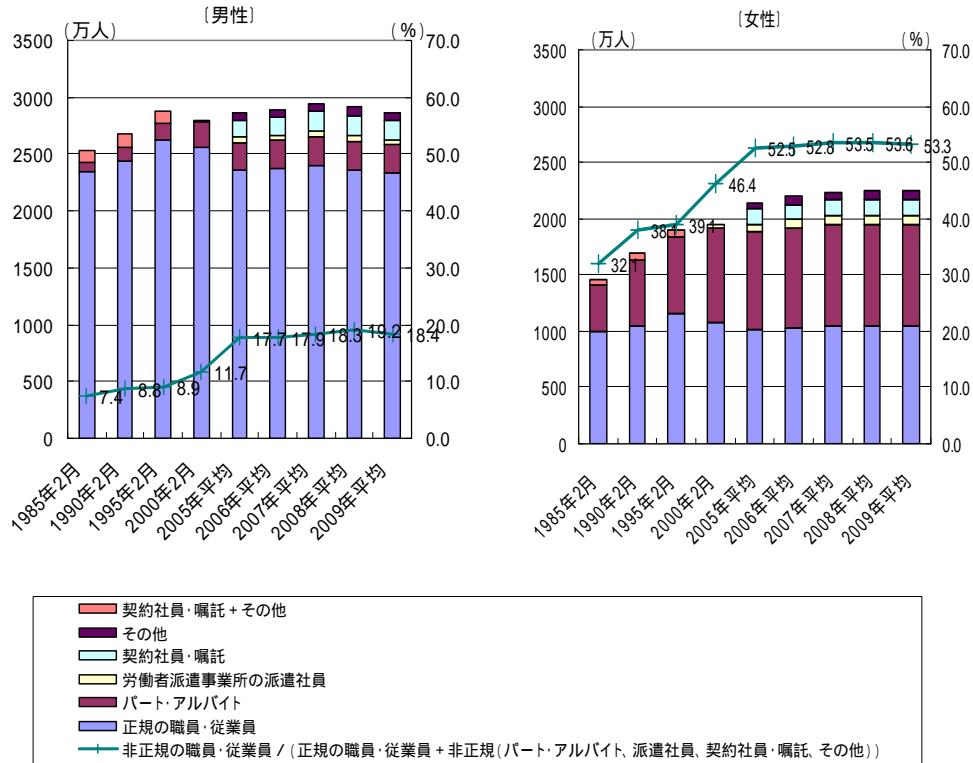
「憲章」では、「就労による経済的自立ができる社会」、つまり、経済的自立を必要とする者、とりわけ若者が、いきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤の確保ができる社会を、仕事と生活の調和が実現した社会の3つの具体的な姿の1つとして掲げています。

就労による経済的自立に関する状況について、まず就業率についてみると、男性が1990年代以上、人口構造の高齢化などの影響や団塊の世代が退職期に入ったことなどを受けて、低下傾向であるのに対して、女性はほぼ横ばいで推移しています。（詳細は次節）

雇用者に占めるパート・アルバイトや契約社員など非正規雇用者の比率は、長期的に高まってきています。女性は、非正規雇用者の中でも、パートやアルバイトの割合が高く、1990年代後半から大きく上昇し、2000年代後半以降はほぼ横ばいで推移しています。

一方、男性について見ると、非正規雇用者の割合は、1990年代までは10%以下で推移してきましたが、1990年代後半以降上昇し、2000年代半ば以降は20%近くで推移しています。

【図表 3-1-1 雇用形態別雇用者数の推移（性別）】



（備考）

1. 総務省「労働力調査」より作成。1985年から2000年までは「労働力調査特別集計」（2月分の単月調査）、2005年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。
2. 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
3. 2000年2月以前の分類は「嘱託・その他」、2005年以降は、分類を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割。

次に、転職希望者及び就業希望者がどのような就業形態を希望しているかをみると、性別により違いがあることがわかります。

はじめに、雇用者（15～34歳）についてみると、「非正規就業者」のうち、男性は3人に1人、女性は4人に1人が転職希望です。転職希望者を100とすると、正規就業を希望する人の割合は、男性は71.0%、女性は61.0%となっています。

次に、無業者（15～34歳）についてみると、男性は約3割、女性や約4割が就業を希望しています。就業希望者を100とすると、正規就業を希望する人は、男性は約6割、女性は約3割となっています。

【図表 3-1-2 転職希望者数及び割合（雇用者、15～34歳）】

（人、％）

		総数		うち転職希望者				
		実数	うち転職希望者		正規就業を希望		非正規就業を希望	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合
男性	正規就業者	7,901,500	1,223,900	15.5	1,021,800	83.5	66,800	5.5
	非正規就業者	2,376,700	790,200	33.2	561,200	71.0	162,400	20.6
女性	正規就業者	4,474,100	752,900	16.8	576,400	76.6	139,600	18.5
	非正規就業者	3,891,900	966,400	24.8	589,300	61.0	335,500	34.7

（備考）

1. 総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。
2. 就業希望者総数と希望する仕事の就業形態の内訳の合計とは、就業希望者総数に自営業等を含むことから一致しない。

【図表 3-1-3 就業希望者数及び割合（無業者：15～34歳）】

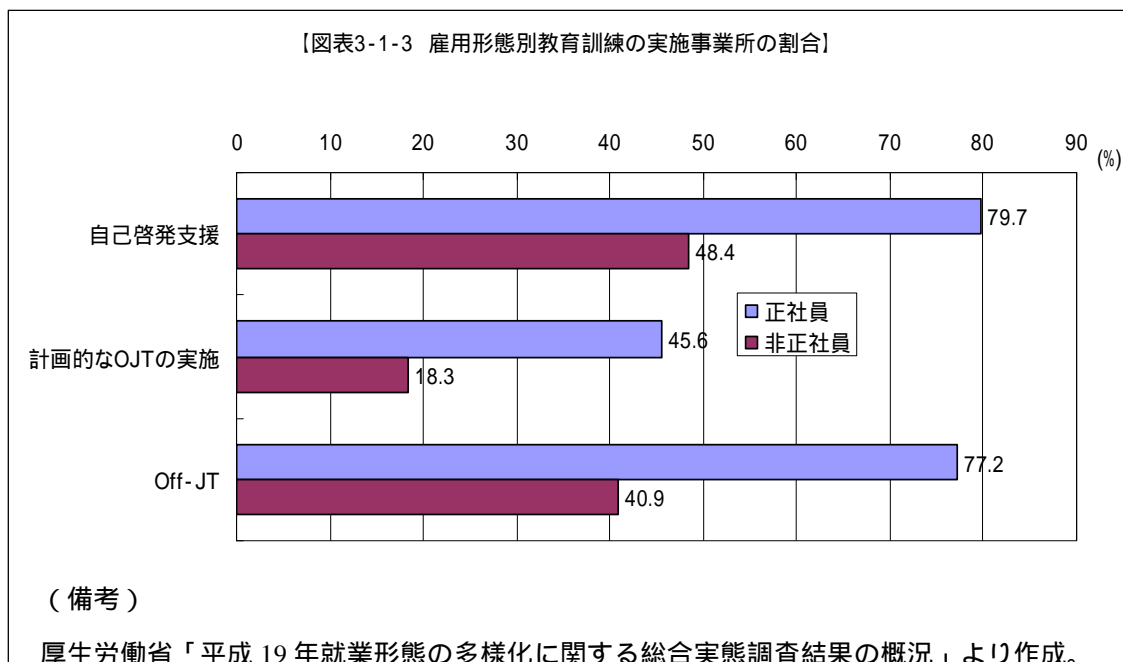
（人、％）

	総数		うち就業希望者			
	実数	割合	正規就業を希望		非正規就業を希望	
			実数	割合	実数	割合
男性	4,625,700	30.3	825,700	59.0	481,800	34.4
女性	6,337,900	38.9	784,800	31.8	1,552,400	62.9

（備考）

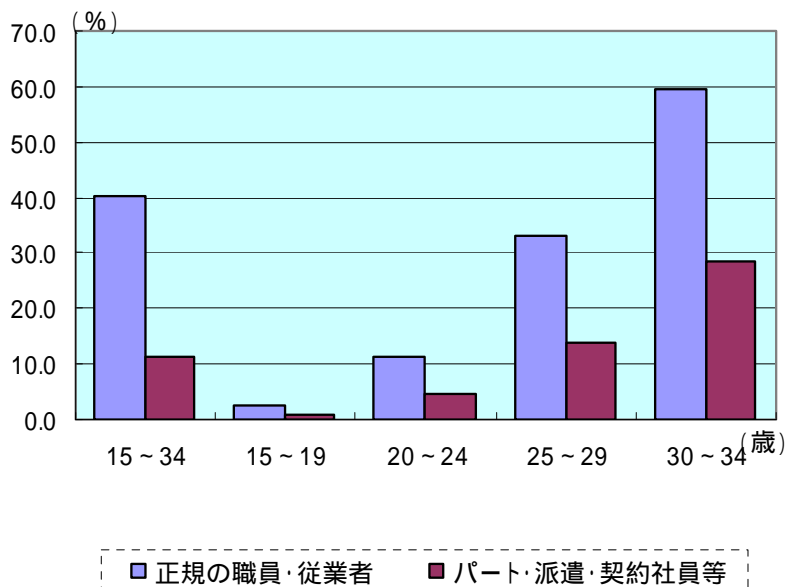
1. 総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。
2. 就業希望者総数と希望する仕事の就業形態の内訳の合計とは、就業希望者総数に自営業等を含むことから一致しない。

非正規雇用については、雇用の不安定さだけでなく、職場で能力を開発する機会を持ちにくいことから、長期的に職業能力を高めていく面でも問題があることが指摘されています。図表 3-1-3 は、教育訓練の実施状況を雇用形態別にみたものですが、正社員に比較して非正社員への教育訓練を実施している事業所の割合は低くなっています。



図表 3-1-4 は、男性の雇用者について有配偶比率をみたものですが、「正規の職員・従業者」に比較して「パート・派遣・契約社員等」の有配偶比率は低くなっています。このような経済的な不安定が、非正規雇用者が結婚して家族を形成することを妨げていることが懸念されます。

【図表3-1-4 雇用形態別有配偶者の占める割合(男性)】



(備考)

1. 総務省「就業構造基本調査」により作成。
2. 「パート・派遣・契約社員等」は、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の合計。

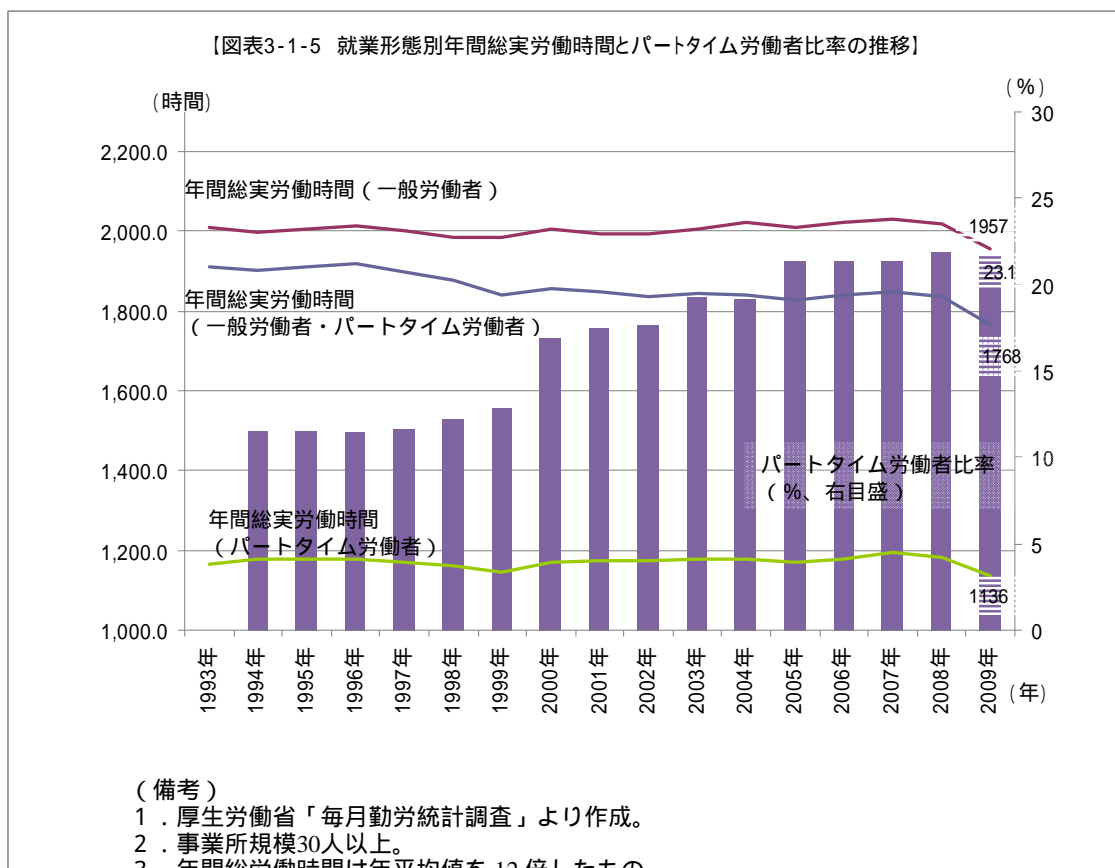
正規の社員・従業員以外としての働き方は、その人の置かれた状況や年代などに応じた多様な働き方の一つとして自発的に選択される場合もありますが、希望する職に就けないため、やむを得ず選択されている場合もあり、社会保障のセーフティネットが十分ではないといった問題も指摘されています。

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

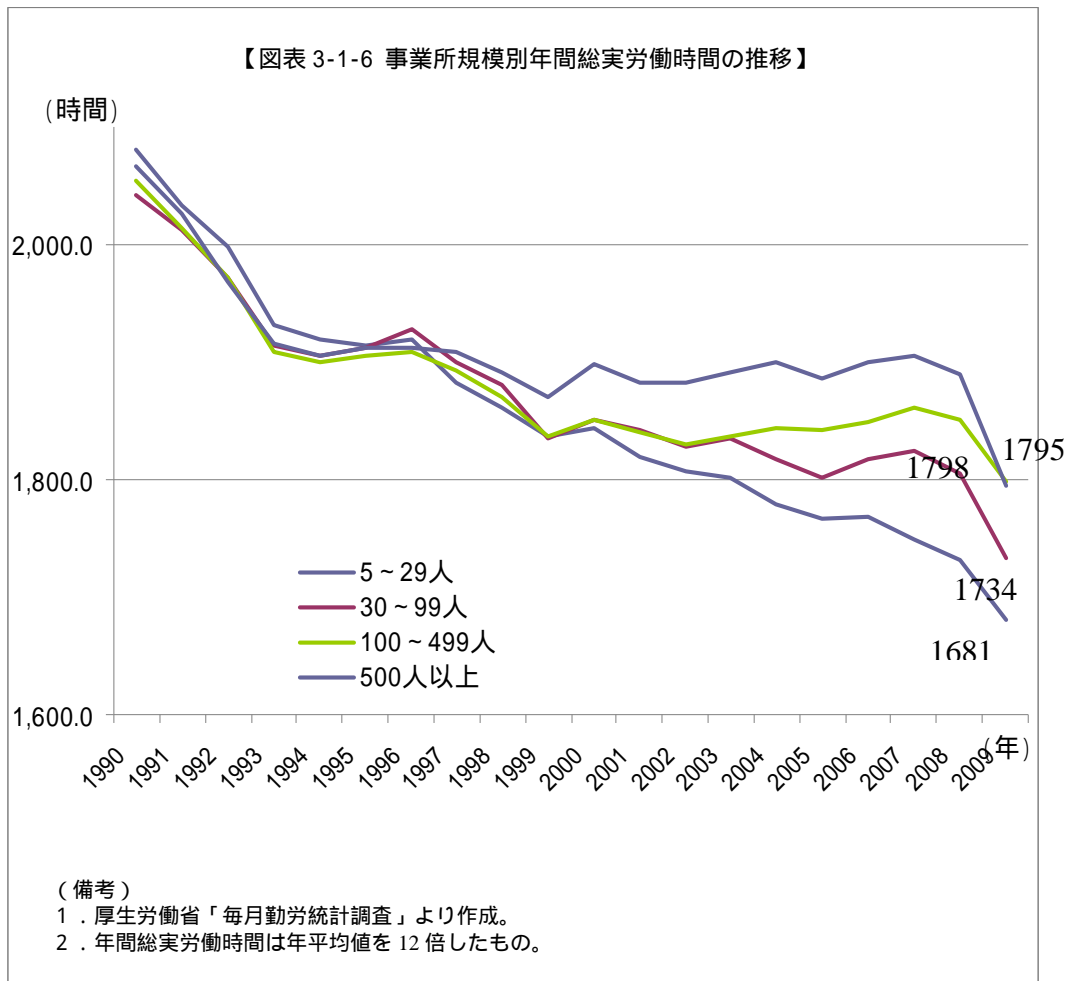
「憲章」では、働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる社会を仕事と生活の調和が実現した社会の具体的な3つの姿の2つ目に掲げています。

健康で豊かな生活のための時間の確保の状況に関して、年間総実労働時間についてみると、全労働者の年間総実労働時間は長期的に減少していますが、それを一般労働者とパートタイム労働者に分けてみると、2008年までは一般労働者の年間総実労働時間はほとんど減っておらず高止まりの状況が続いており、全労働者の労働時間の減少はパートタイム労働者の増加によってもたらされていたことがわかります。

2009年には、経済危機の影響により景気が悪化し、所定内、所定外労働時間ともに減少しましたため、一般労働者の年間総実労働時間は、前年に比べ60時間減少しました。

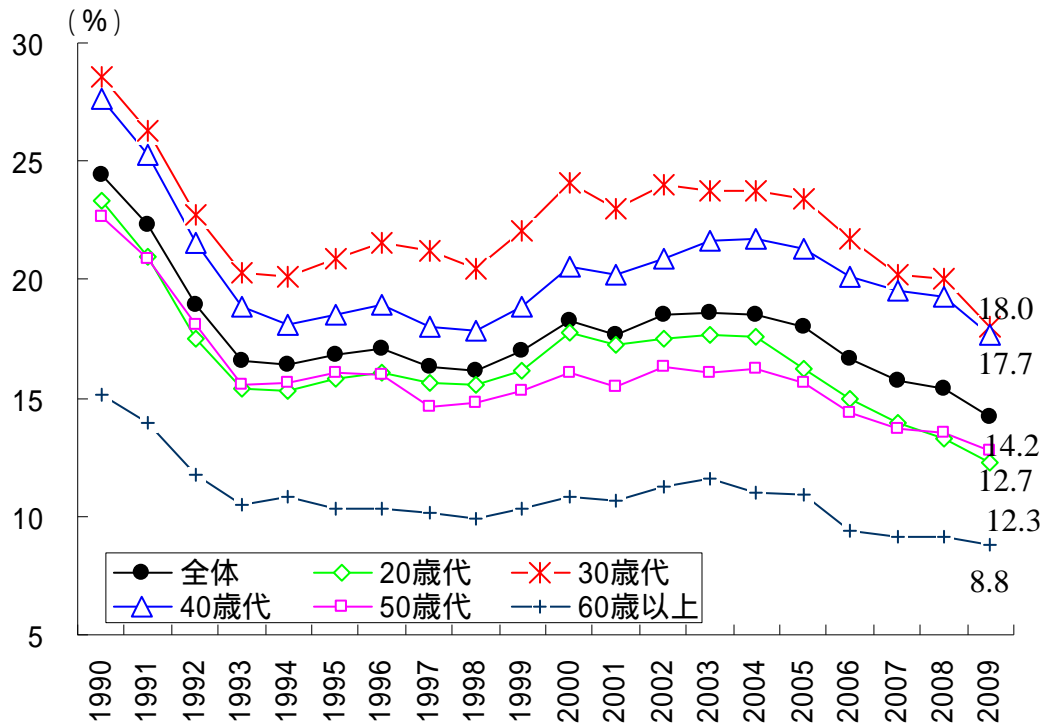


また、規模別にみると、増減の傾向はほぼ一致しているものの、1990年代後半以降、規模による差は拡大しており、5～29人規模では2009年には1700時間を下回ったのに対し、100以上規模では概ね1800時間と100時間を上回る差がみられます。



年齢別にみると、男性では、子育て世代である30～40歳代において、週労働時間60時間以上の就業者の割合が2割程度と、高い水準となっています。

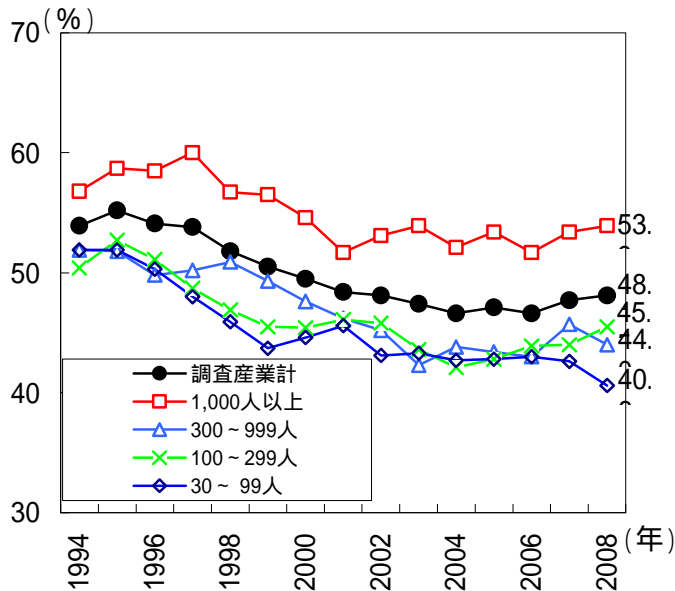
【図表3-1-7 週労働時間60時間以上の就業者の割合(男性・年齢別)】



(備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
 2. 数値は、非農林業就業者(休業者を除く)総数に占める割合。

年次有給休暇取得率を企業規模別にみると、1000人以上の企業では取得率が5割を超えています。業種別にみると、飲食店・宿泊業で取得率が3割を下回っています。

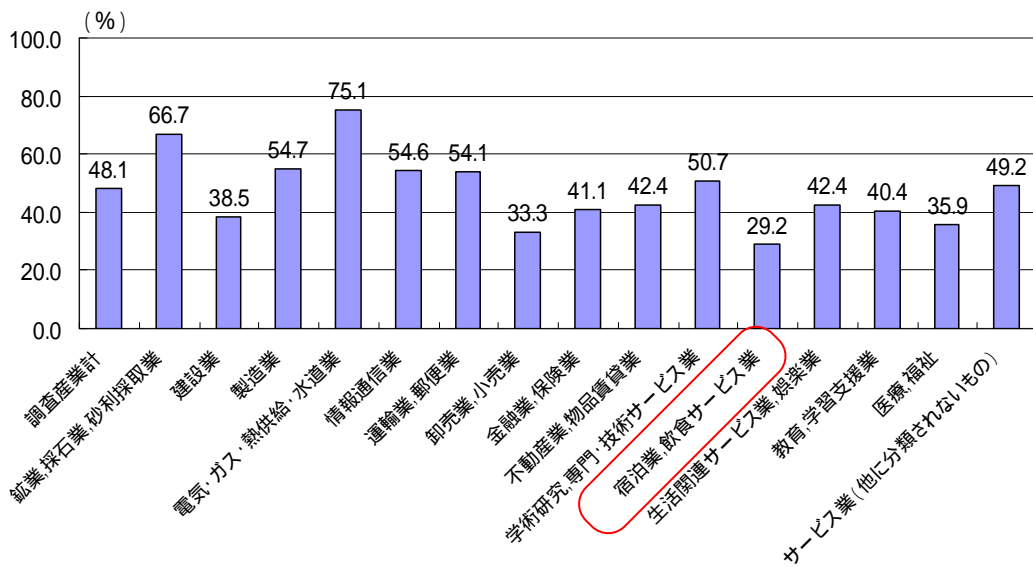
【図表3-1-8 企業規模別の年次有給休暇取得率】



(備考)

1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 2006年以前の調査対象: 本社の常用労働者が30人以上の民間企業
2007年以降の調査対象: 常用労働者が30人以上の民間企業

【図表3-1-9 業種別の年次有給休暇取得率】

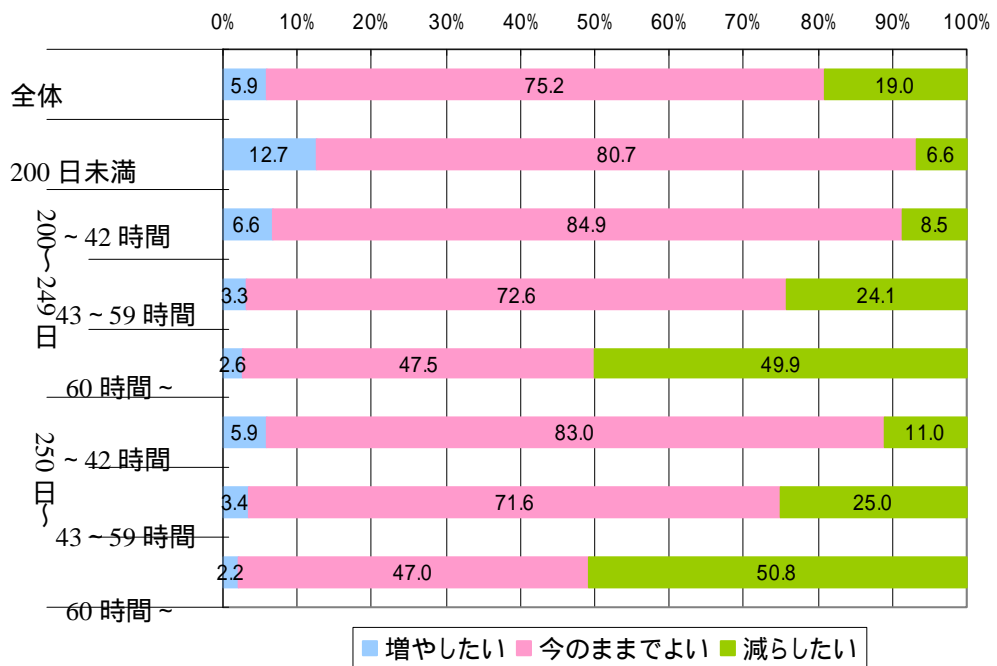


(備考)

1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 調査対象は、常用労働者が30人以上の民間企業。

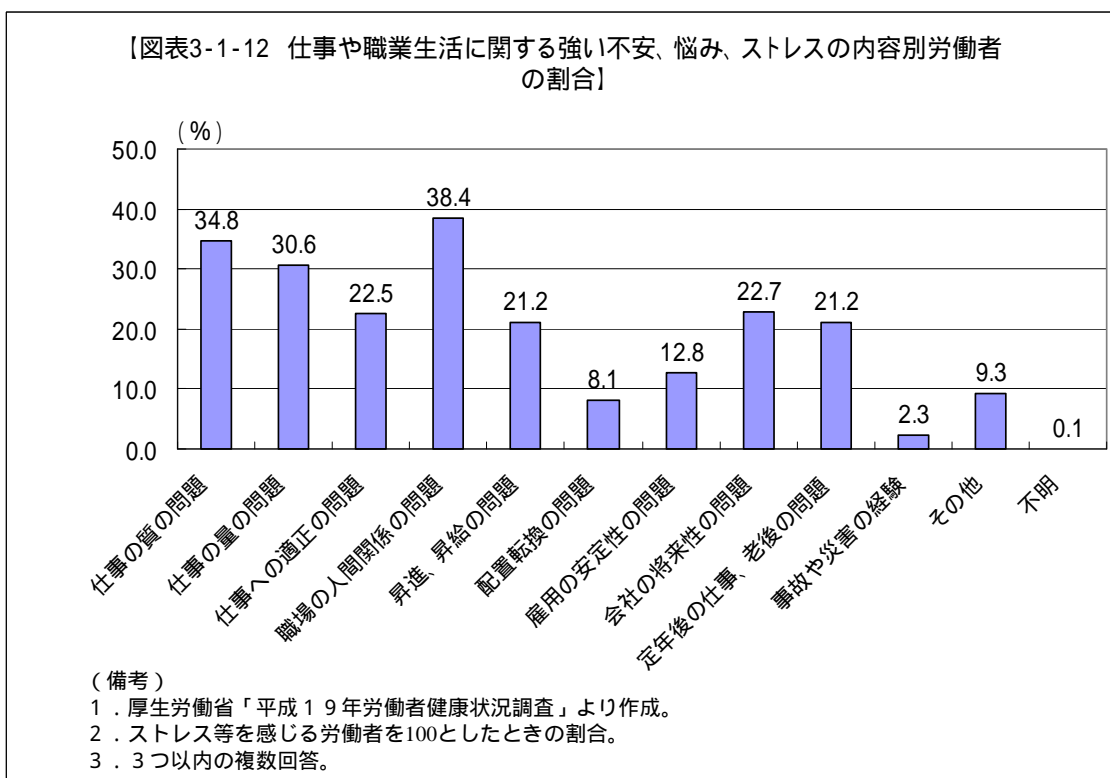
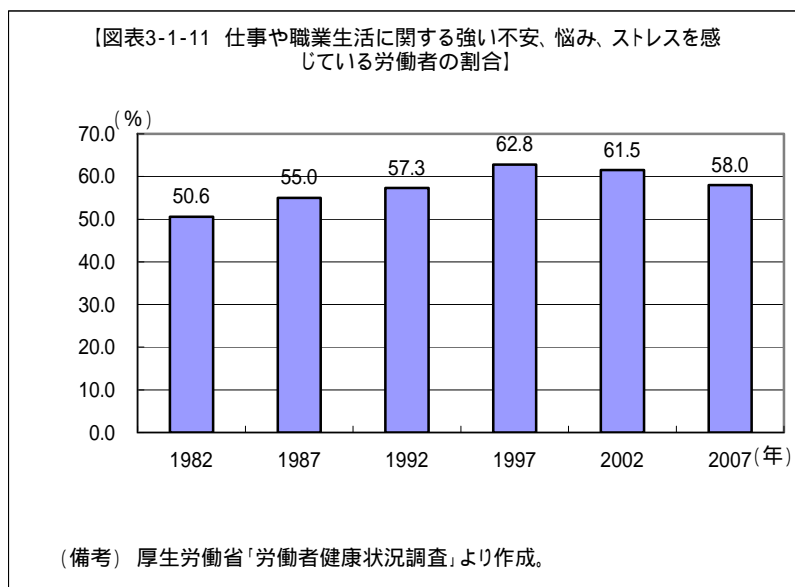
就業時間の希望について、全体では約 75%の人が、今の就業時間のままでよいと回答していますが、就業時間が長くなるほど、就業時間を減らしたいと希望する人が増えることがわかります。

【図表3-1-10 就業時間希望(雇用者、就業日数・時間別)】



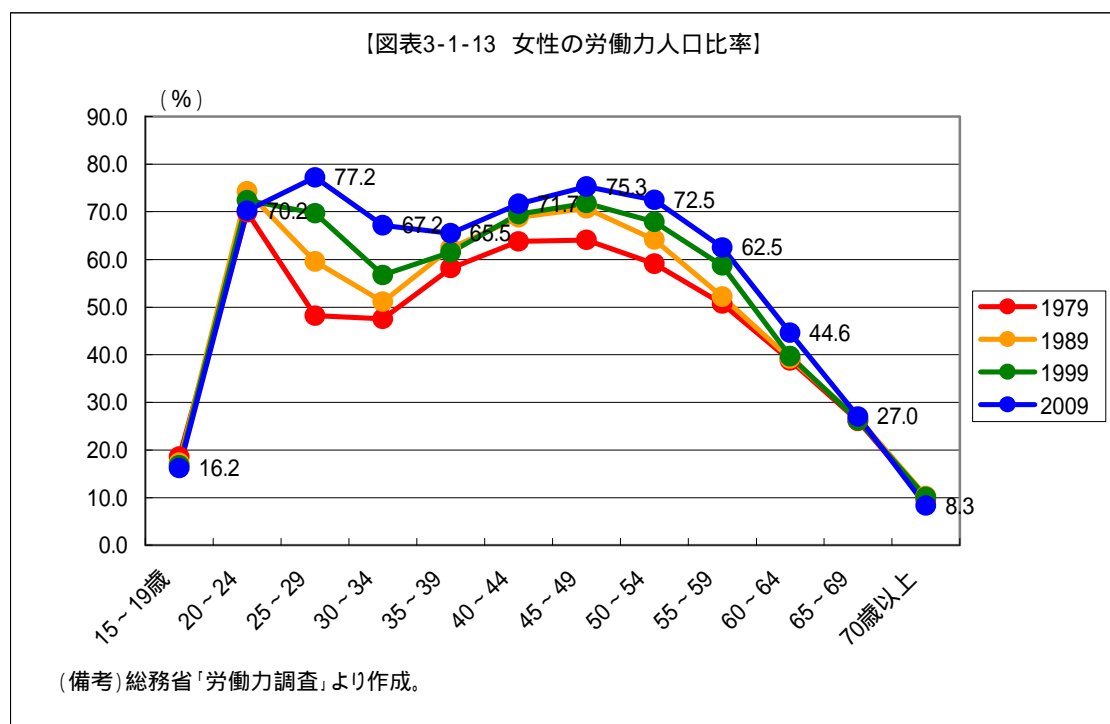
(備考) 総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。

仕事に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者は、58%となっています。具体的なストレスの内容としては、「職場の人間関係の問題」(38.4%)、「仕事の質の問題」(34.8%)、「仕事の量の問題」(30.6%)が多くなっています。



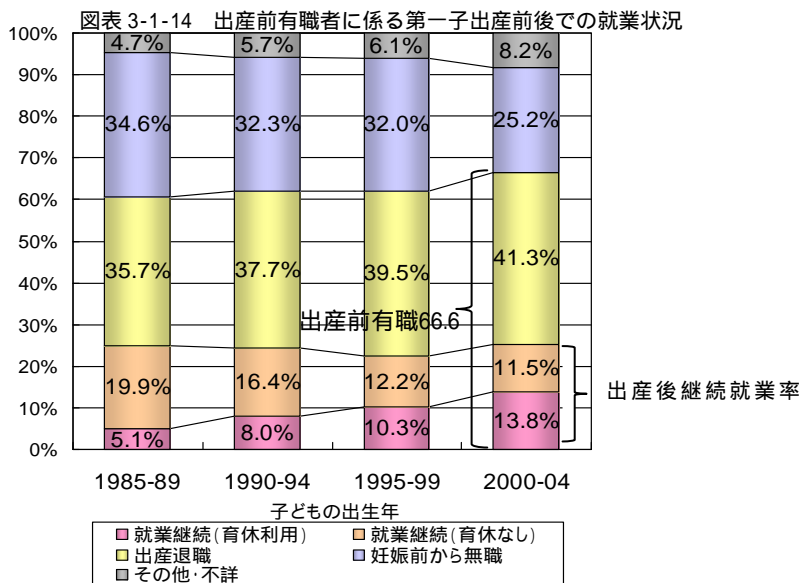
(多様な働き方・生き方の選択)

「憲章」が掲げる仕事と生活の調和が実現した社会の具体的な姿の3つ目として、多様な働き方・生き方ができる社会があります。これは、性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って多様な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている社会のことです。



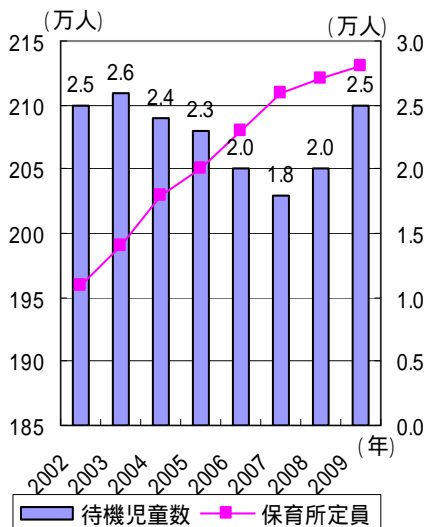
女性の年齢階級別労働力率について、経年変化をみると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化しています。これは、女性の就業が進んだだけでなく、晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇による影響が考えられます。

また、第1子出産前後で継続して就業している女性の割合ははまだ38%であり、長期的にあまり変化していません。

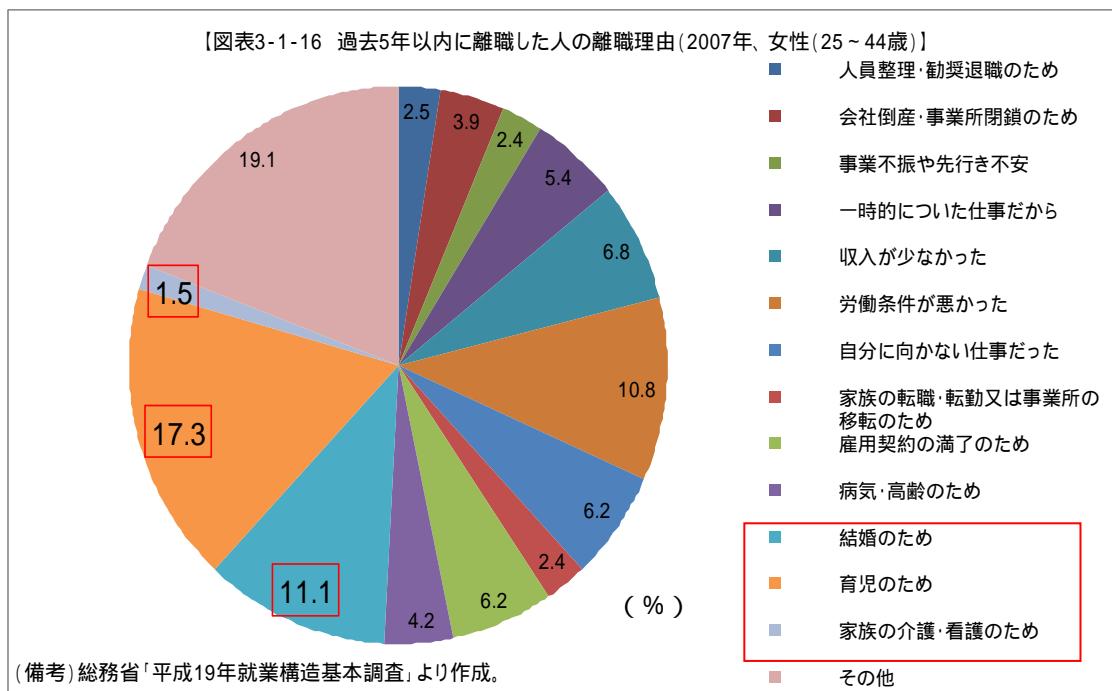


仕事と生活の両立を図るため、保育サービスの充実は重要な課題です。待機児童の数は2003年以降5年間減少してきましたが、保育所の定員増にもかかわらず、この2年間は連続で増加し、2万5384人となっています。これは、家計のために仕事に出たいという人が増えているためであり、特に都市部における保育所をめぐる状況は深刻です。

【図表3-1-15 待機児童数と保育所定員の推移】



過去5年の間に離職（「転職」・「離職非就業」）をした女性（25～44歳）のうち、17.3%は育児、11.1%は結婚が理由です。



第3章第2節 数値目標設定指標の動向

「行動指針」では、数値目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目が設定されています。取組が進んだ場合に達成される水準として2020年の目標値を設定しています。

【図表3-2-1 数値目標一覧】

数値目標設定指標の動向

※データ公表時期の関係で、必ずしも最新の状態が反映されているわけではないことに留意が必要。

	行動指針策定時 (2007.12)	レポート2009	最新値	目標値 (2020年)
I 就労による経済的自立が可能な社会				
① 就業率				
20～64歳	-	-	74.6%	80%
15歳以上	-	-	56.9%	57%
25～34歳	-	-	73.6%	77%
25～44歳女性	64.9%(2006)	65.8%(2008)	66.0%(2009)	73%
60～64歳男女計	52.6%(2006)	57.2%(2008)	57.0%(2009)	63%
② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6%('96-'05 年度の10年 間平均)	-	1.7%('00-'09年度 の10年間平均)	
③ フリーターの数	187万人(2006) (H15年度にピークの 217万人)	170万人(2008)	178万人(2009)	124万人 ピーク時比で約半減
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会				
④ 労働時間等の課題について労使が話し合い の機会を設けている割合	41.5%(2007)	46.2%(2008)	52.1%(2009)	全ての企業で実施
⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%(2006)	10.0%(2008)	9.2%(2009) 〔注1〕	5割減
⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%(2006)	46.7%(2007) 〔注2〕	47.4(2008) 〔注2〕	70%
⑦ メンタルヘルスマスクに関する措置を受けられる職場の 割合	23.5%(2002)	33.6%(2007)	-	100%
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会				
⑧ 在宅型テレワーカー数	-	-	330万人	
⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下 (2005)	-	-	29%
⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合				
正社員	46.2%(2005)	58.1%(2007)	42.1(2008)	70%
非正社員	23.4%(2005)	37.3%(2007)	20.0(2008)	50%
⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0% (2000～2004)	-	-	55%
⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合				
保育サービス(3歳児未満)	20.3%(2007)	21.0%(2008)	21.7%(2009)	44%
放課後児童クラブ(小学1～3年)	19.0%(2007)	20.2%(2008)	20.8(2009)	40%
⑬ 男性の育児休業取得率	0.50%(2005)	1.56%(2007)	1.23%(2008)	13%
⑭ 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事 関連時間	1日当たり60分 (2006)	-	-	2時間30分
注1 2009(平成21)年のデータは、2010(平成22)年1月29日に公表された速報値である。 注2 2007(平成19)年から、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」から「常用労働者が30人以上の 民営企業」に変更されている。 (参考)2006(平成18)年以前の調査方法による値は、2007(平成19)年は平均取得率47.7%、2008(平成20)年の 平均取得率は48.1%である。				
※凡例 赤文字：行動指針策定時(平成19年12月)より改善 青文字：行動指針策定時(平成19年12月)より悪化 -：更新できないもの				

(1) 就業率

15歳以上の就業率については、少子高齢化の影響により長期的な減少傾向にあり、56.9%となっています。

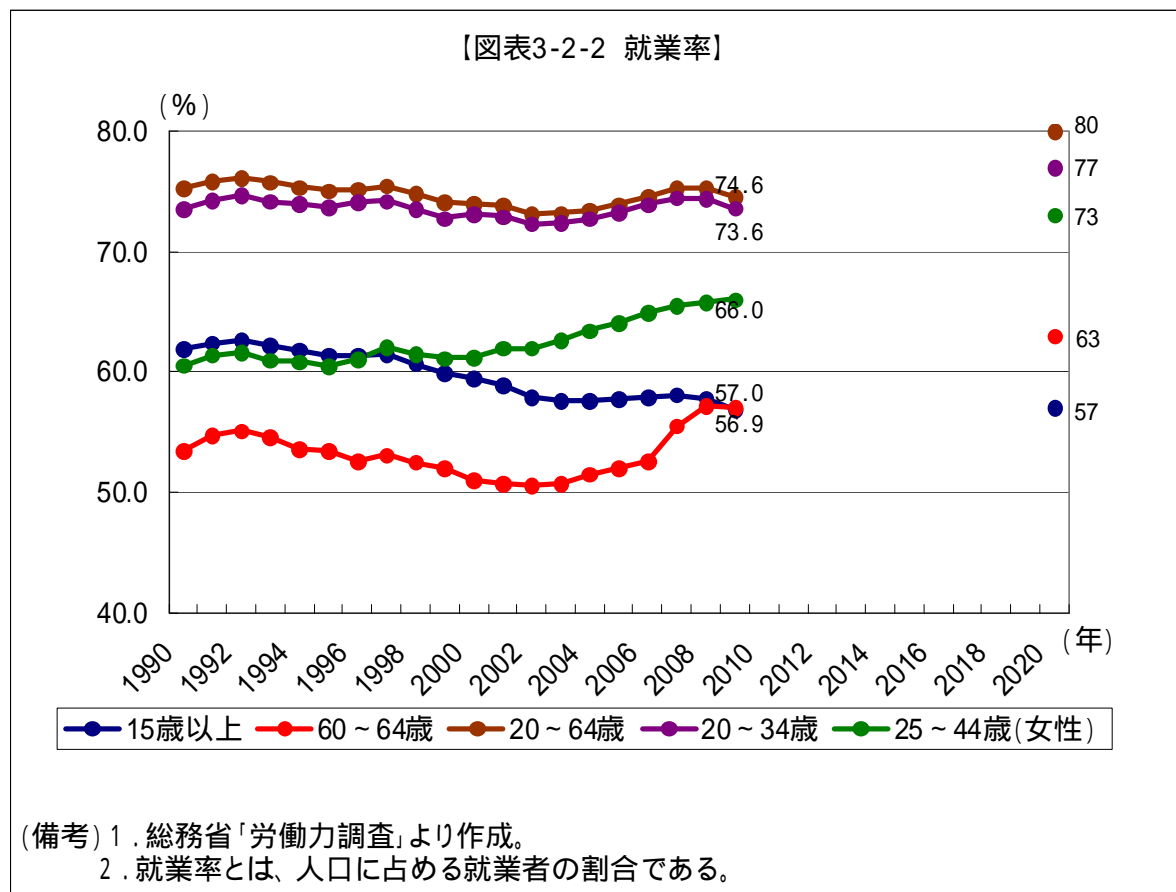
20～64歳については、ここ数年上昇の傾向をみせていましたが、2009年は、景気低迷の影響のため、74.6%となり前年より0.7ポイント低下しました。

また、20～34歳についても同様の動きをしており、2009年は73.6%となり、前年よりも0.8ポイント減少しました。

25～44歳までの女性の就業率は、上昇傾向が続いており、昨年より0.2ポイント増加し、66.0%となっています。

60～64歳については、ここ数年大きく上昇し、2003年から2008年までに6.5ポイント増加しましたが、景気低迷の影響を受け、前年より0.2ポイント低下し57.0%となっています。

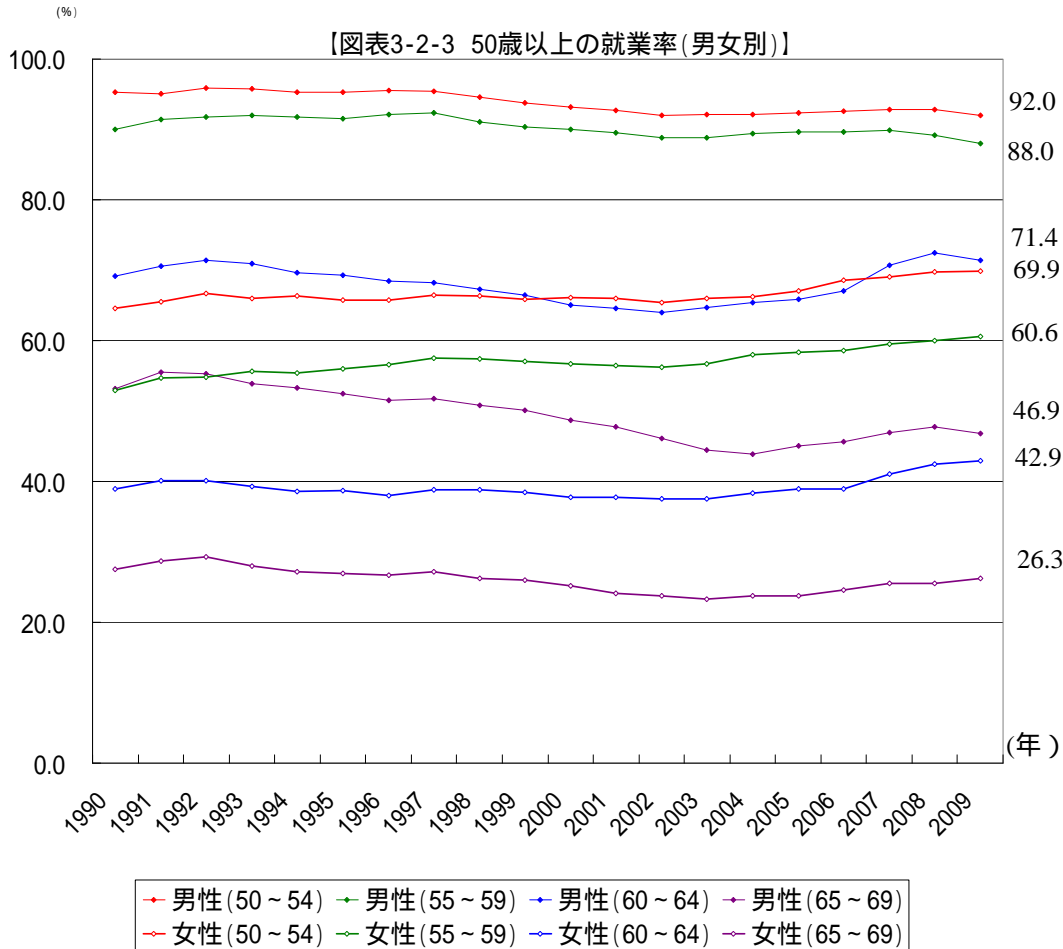
【図表3-2-2 就業率】



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、人口に占める就業者の割合である。

【参考】50歳以上の男女別就業率

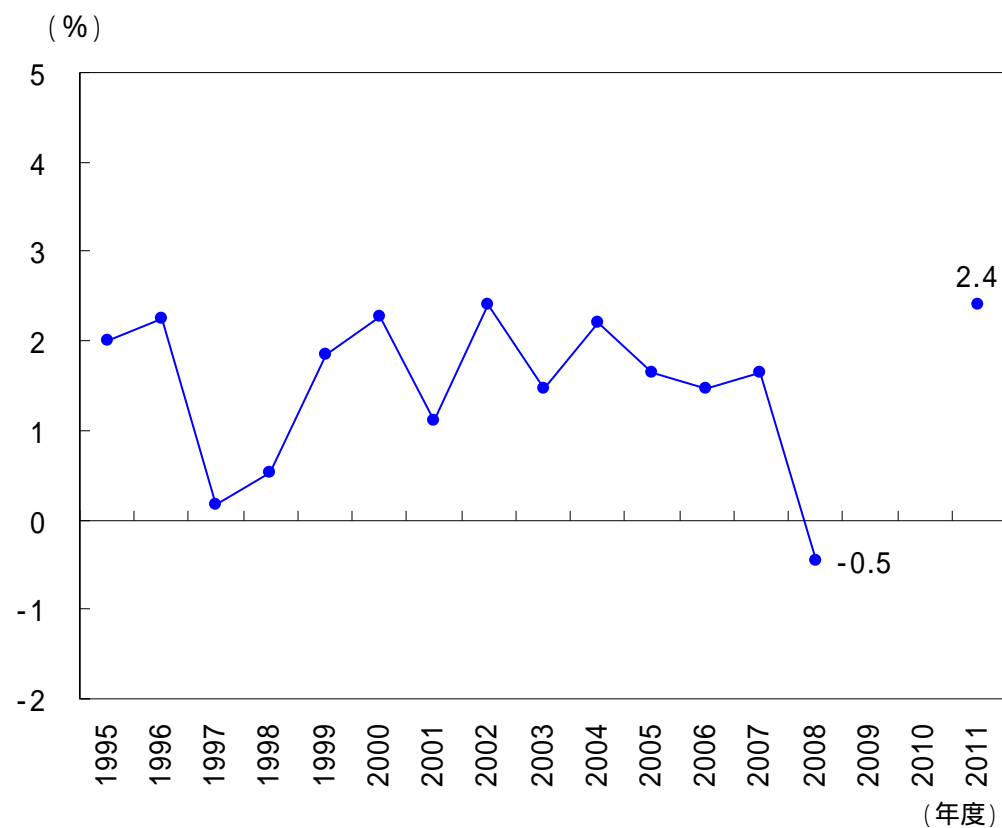
60～69歳の就業率を男女別にみると、近年、60～64歳、65～69歳のどちらも、女性の就業率は上昇傾向にあります。しかし、いずれの年齢層でも男性よりも女性の就業率が大幅に低く、60～64歳では28.5ポイント、65～69歳では20.6ポイントの差がみられます。こうした男女間の差は、女性の継続就業の状況によるところも大きく、高齢者の就業促進とともに、女性が働き続けられる環境整備が求められます。



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率とは、人口に占める就業者の割合である。

(2) 時間当たり労働生産性の伸び率

【図表 3-2-4 時間当たり労働生産性の伸び率の推移 (対前年比、実質)】



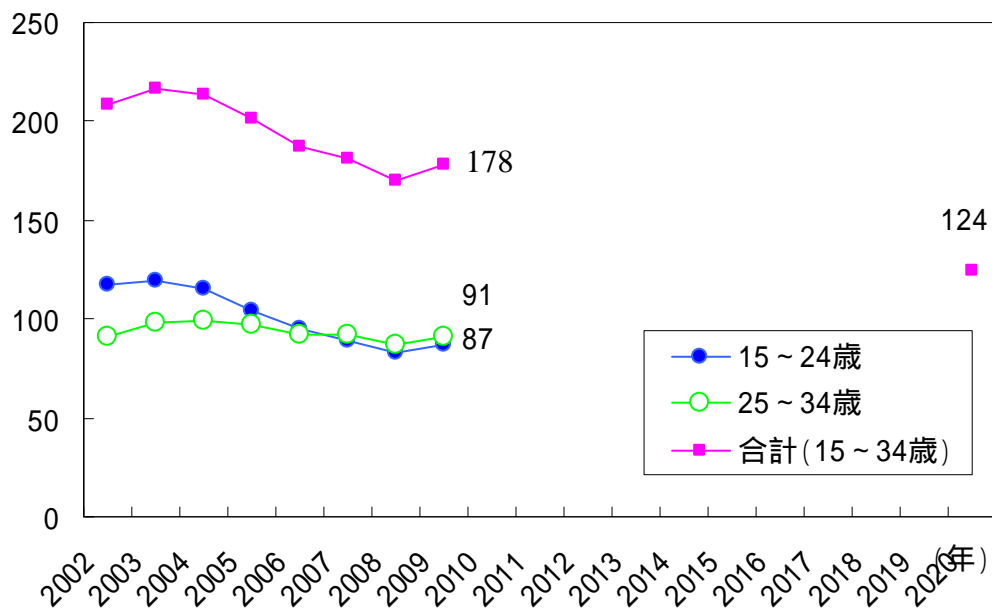
- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」及び厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
2. 労働生産性は、実質GDP / (就業者数 × 労働時間) により計算した。
3. 実質GDPは、四半期別GDP 2次速報 (平成21年6月11日公表) による。

(3) フリーターの数

フリーター（15～34歳のパート・アルバイト及びその希望者）の数は、2004年以降5年連続で減少してきましたが、2009年は前年に比べ8万人増加し、178万人となりました。

(万人)

【図表3-2-5 フリーター数の推移】



(備考)

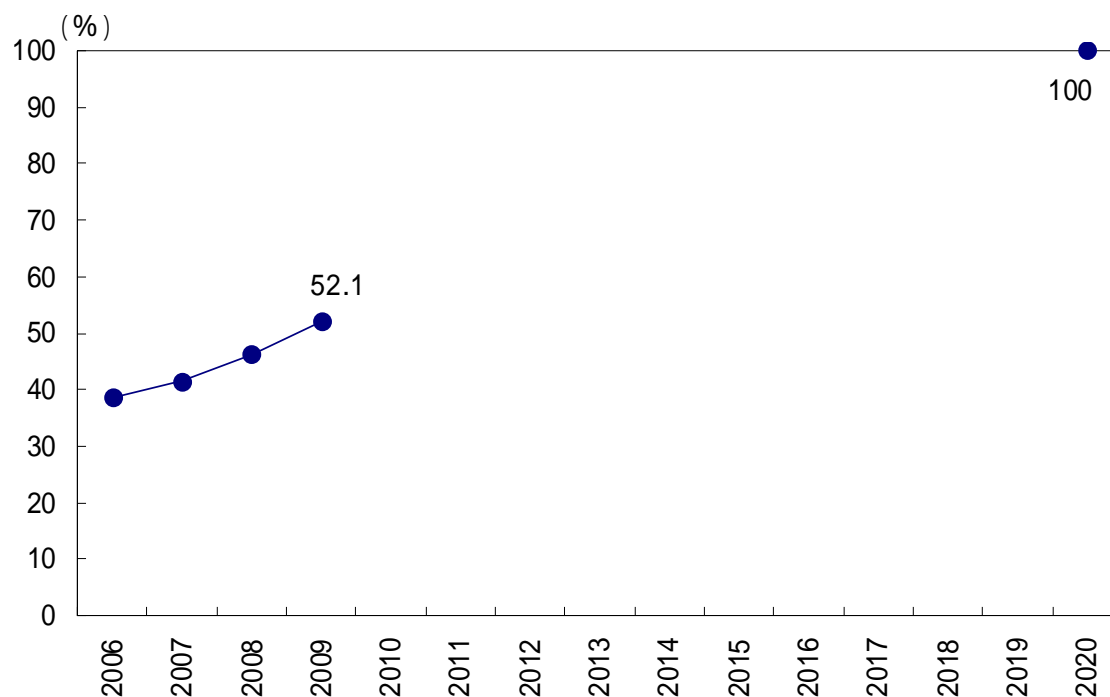
1. 総務省「労働力調査」より作成。

2. 数値は、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。

(4) 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合をみると、2009年は52.1%となり、3年連続で上昇しました。

【図表3-2-6 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合】



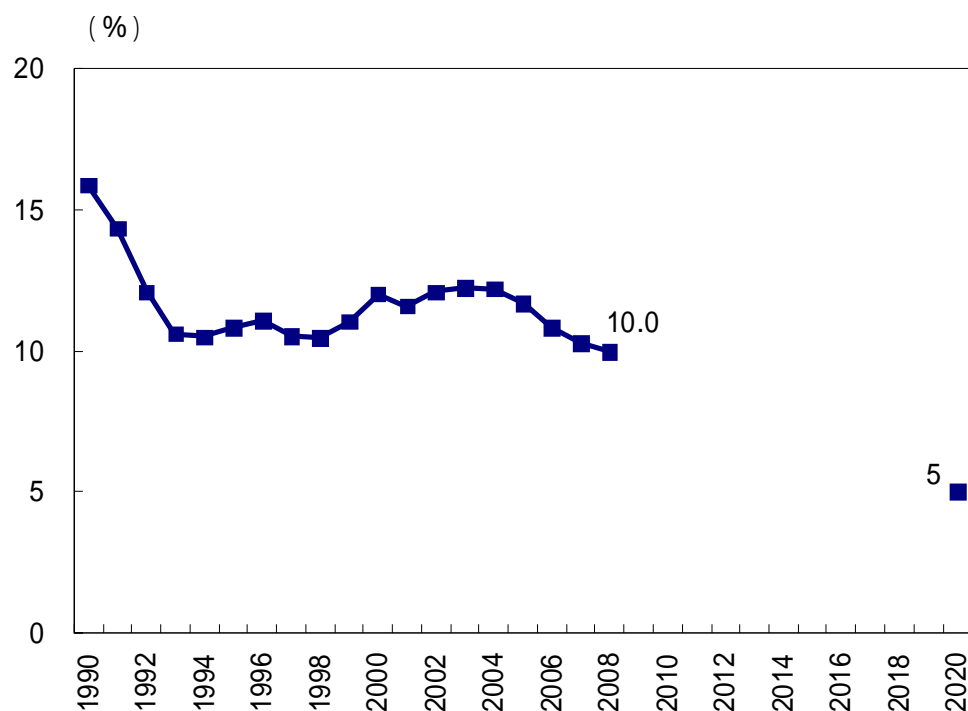
- (備考) 1. 厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」より作成。
2. 数値は、企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合。

(5) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合をみると、1990 年代初めに急速に低下しましたが、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて上昇し、2004 年以降は再度低下に転じ、2009 年は 0.8 ポイント減少して 9.2% となっています。

一方で、前節でみたとおり、子育て世代である 30 代男性については、依然として高い水準で推移しています。

【図表3-2-7 週労働時間60時間以上の雇用者の割合】

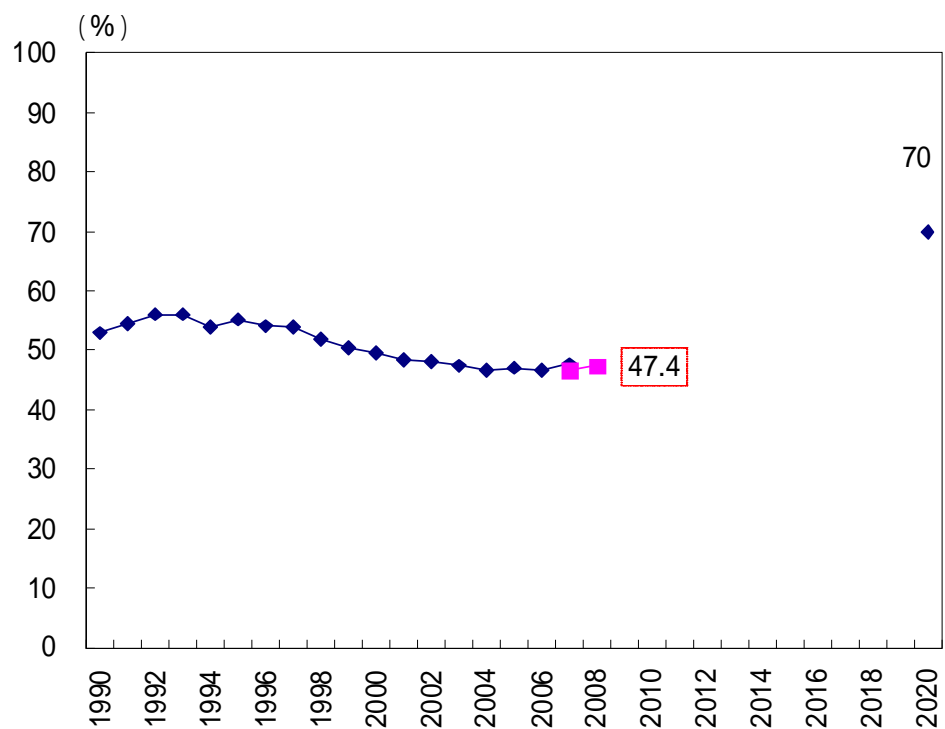


- (備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 数値は、非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める割合。

(6) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇取得率をみると、1990年代半ば以降減少傾向にあり、2000年代前半以降は、50%を下回る水準で推移しています。

【図表3-2-8 年次有給休暇の取得率】



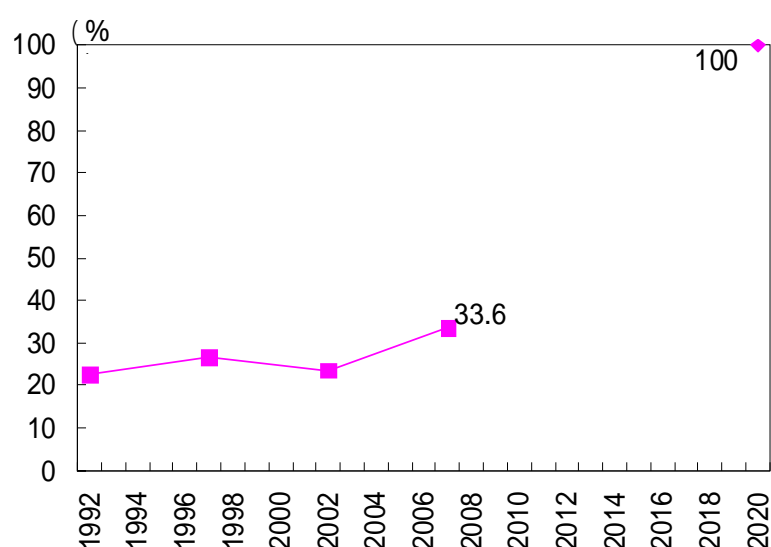
- (備考) 1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」
2007年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」
(参考) 2006年以前の調査方法による2007年の平均取得率 47.7% 2008年の平均取得率 48.1%

(7) メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合

メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合をみると、2007年は33.6%となり、2002年に比べ、10.1ポイント上昇しました。

また、事業所規模が大きいほど取り組んでいる職場の割合が高く、事業規模5000人以上では100%、1000～4999人では、95.5%となっています。

【図表3-2-9 メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合】



(備考) 1. 厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。
2. 数値は、10人以上規模事業所における「心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる」と回答した事業所割合。

【参考】

【図表 3-2-10 メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合(規模別)】

(%)

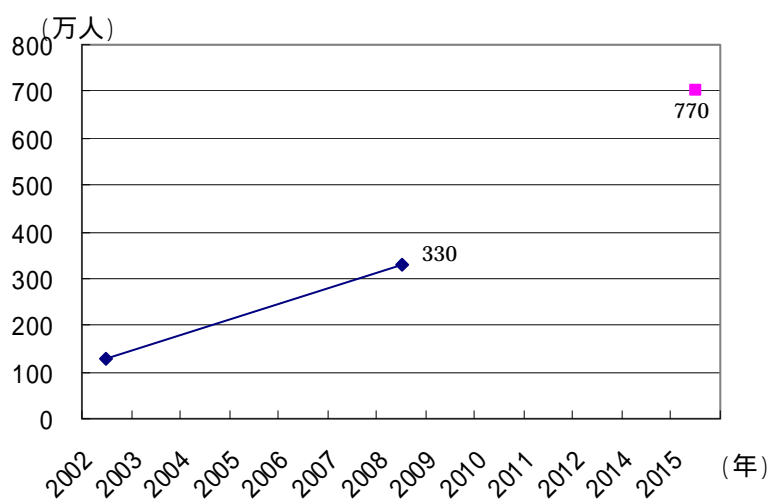
5000人以上	100.0
1000～4999人	95.5
300～999人	83.0
100～299人	64.1
50～99人	45.2
30～49人	36.8
10～29人	29.2

(備考) 厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。

(8) 在宅型テレワーカー

在宅型テレワーカーについては、2002年の前回調査と比べ約200万人増加し、2008年では、330万人となっています。

【図表3-2-11 在宅型テレワーカー】

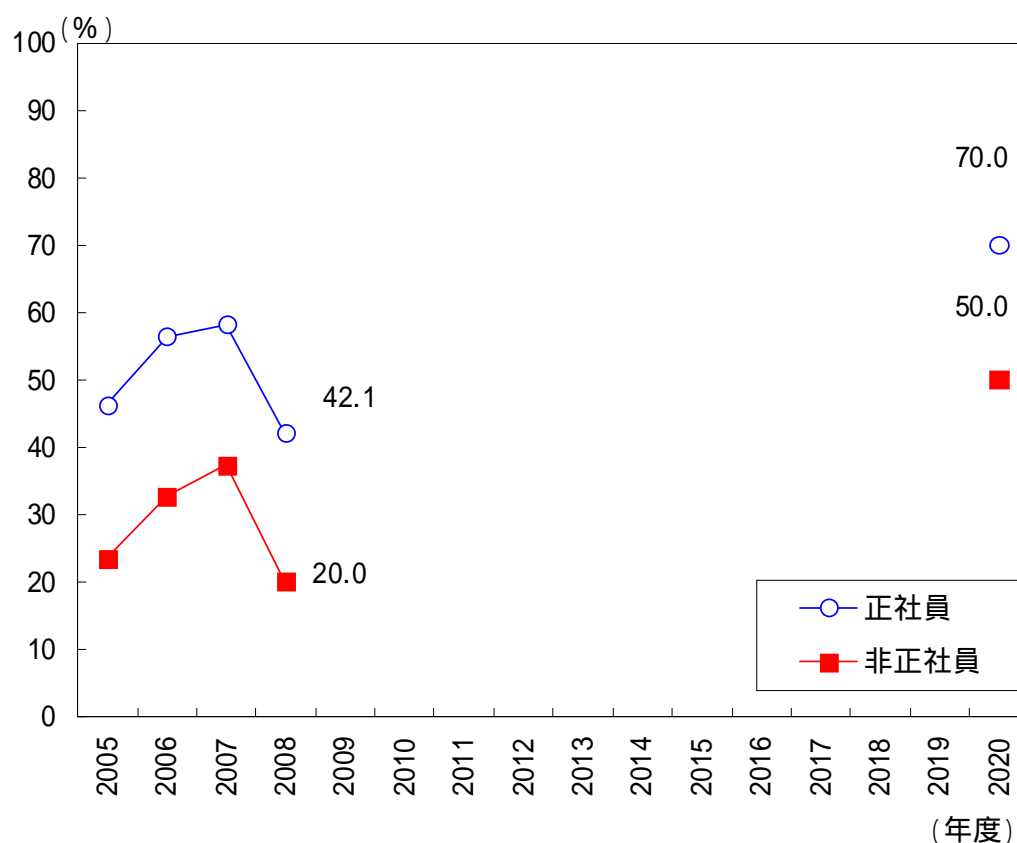


1. 国土交通省「テレワーク実態調査」による。
2. 在宅型テレワーカーとは、以下のA・B・C・Dの4つの条件をすべて満たす人で、自宅を含めてテレワークを行っている者。
 - A. ふだん収入を伴う仕事を行っている
 - B. 仕事で電子メールなどのIT(ネットワーク)を使用している
 - C. ITを利用する仕事場所が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
 - D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である

(9) 自己啓発を行っている労働者の割合

自己啓発を行っている労働者の割合をみると、2007 年度まではそれぞれ増加傾向にありましたが、経済状況の悪化等の影響により、正社員については 16.0 ポイント減の 42.1%、非正社員については 17.3 ポイント減の 20.0%となっています。

【図表3-2-12 自己啓発を行っている労働者の割合】

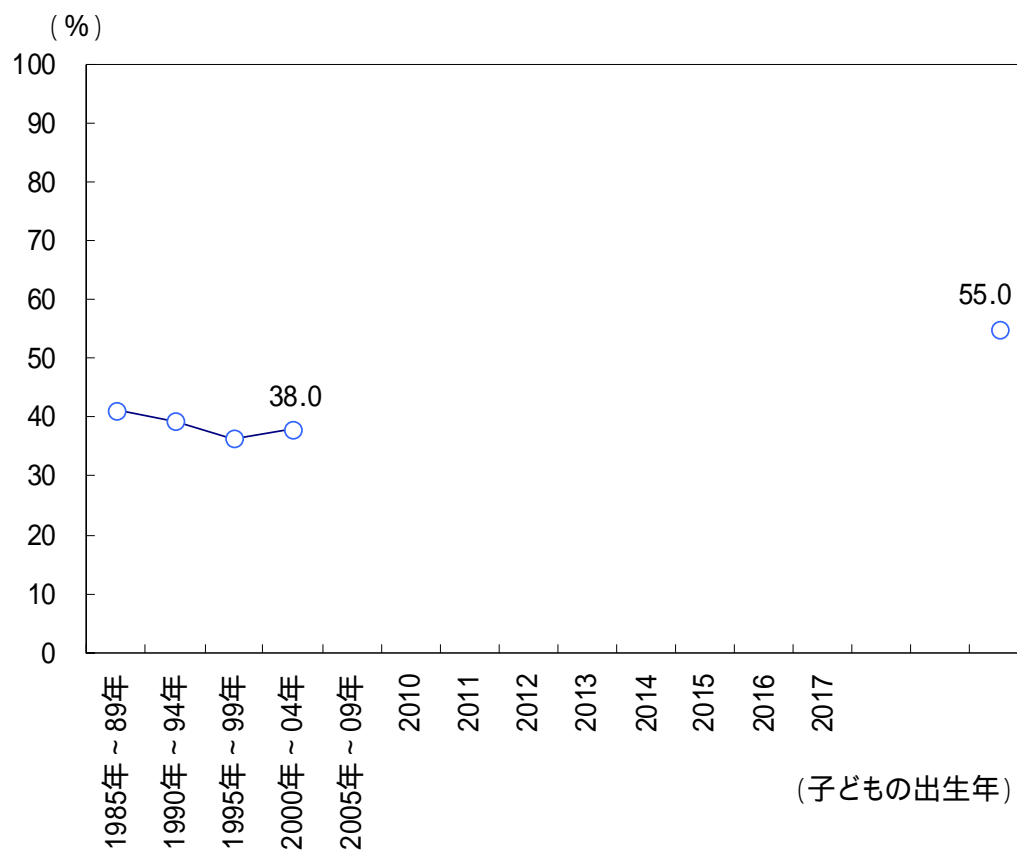


- (備考) 1. 厚生労働省「能力開発基本調査」により作成。
2. 自己啓発とは、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。)

(第1子出産前後の女性の継続就業率)

第1子出産前後の妻の継続就業率をみると、子供の出生年が2000～2004年である妻の就業継続率は38.0%となり、前回調査に比べ増加したものの、1985年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

【図表3-2-13 第1子出産前後の女性の継続就業率】



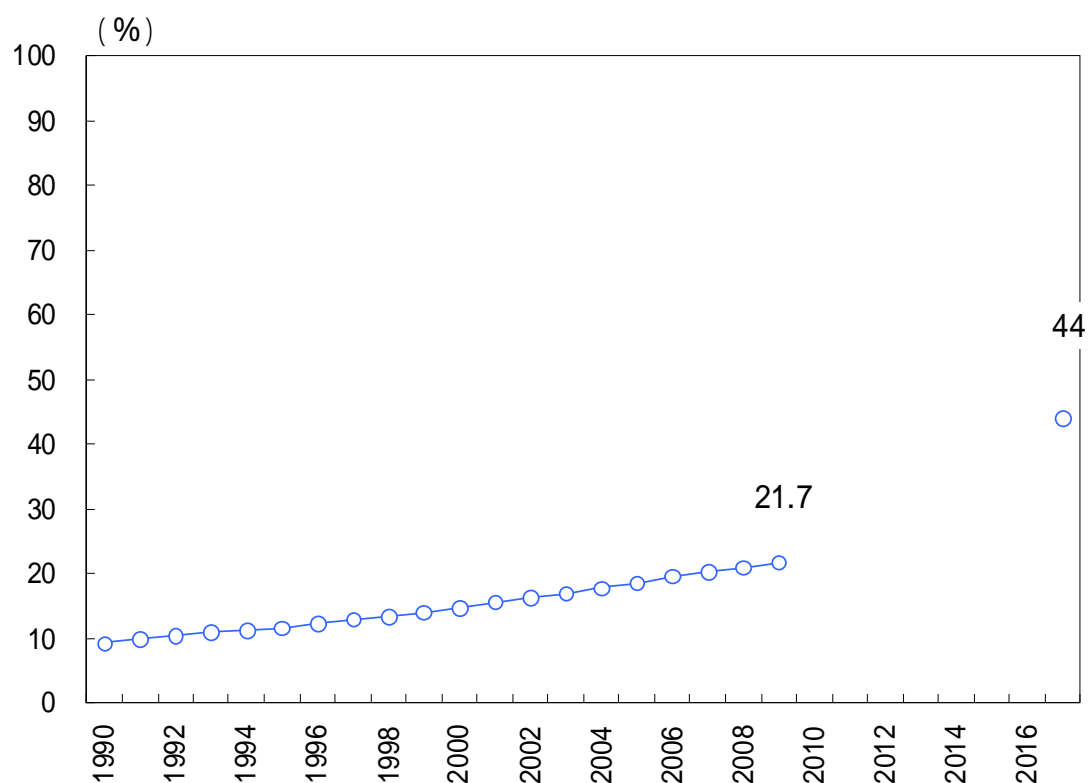
- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

(11) 保育等の子育てサービスを提供している割合

保育サービス（3歳未満児）

保育等の子育てサービスを提供している割合についてみると、保育サービス（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）は、2009年は21.7%となり、引き続き増加しています。

【図表3-2-14 保育サービス（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）】

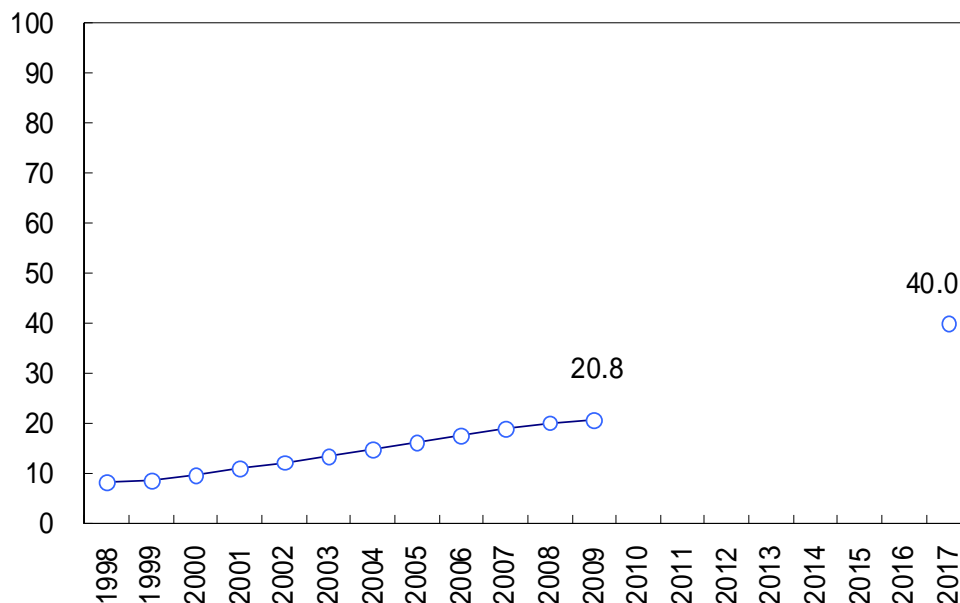


(備考) 総務省「人口推計」、「国勢調査」、
厚生労働省「福祉行政報告例」により作成。

放課後児童クラブ（小学1～3年生）

放課後児童クラブ（小学1～年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合）については、2009年は20.8%となり、引き続き増加しています。

(%) 【図表3-2-15 放課後児童クラブ(小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合)】



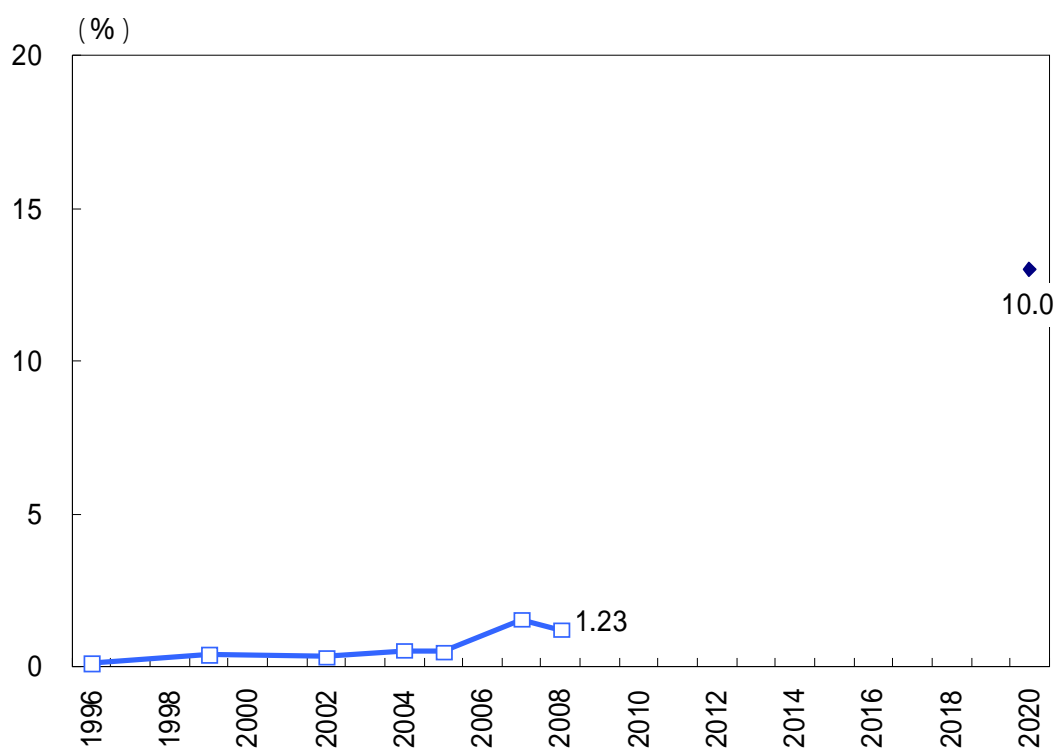
(備考)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況について」及び文部科学省「学校基本調査」より作成

(12) 男性の育児休業取得率

男性の育児休業取得率については、女性と比べ、非常に低い水準で推移しており、2009年は1.23%となっています。

育児休業取得率とは、事業所に在職している者について、調査前年度1年間に配偶者が出産した者のうち、育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の割合。

【図表3-2-16 男性の育児休業取得率】

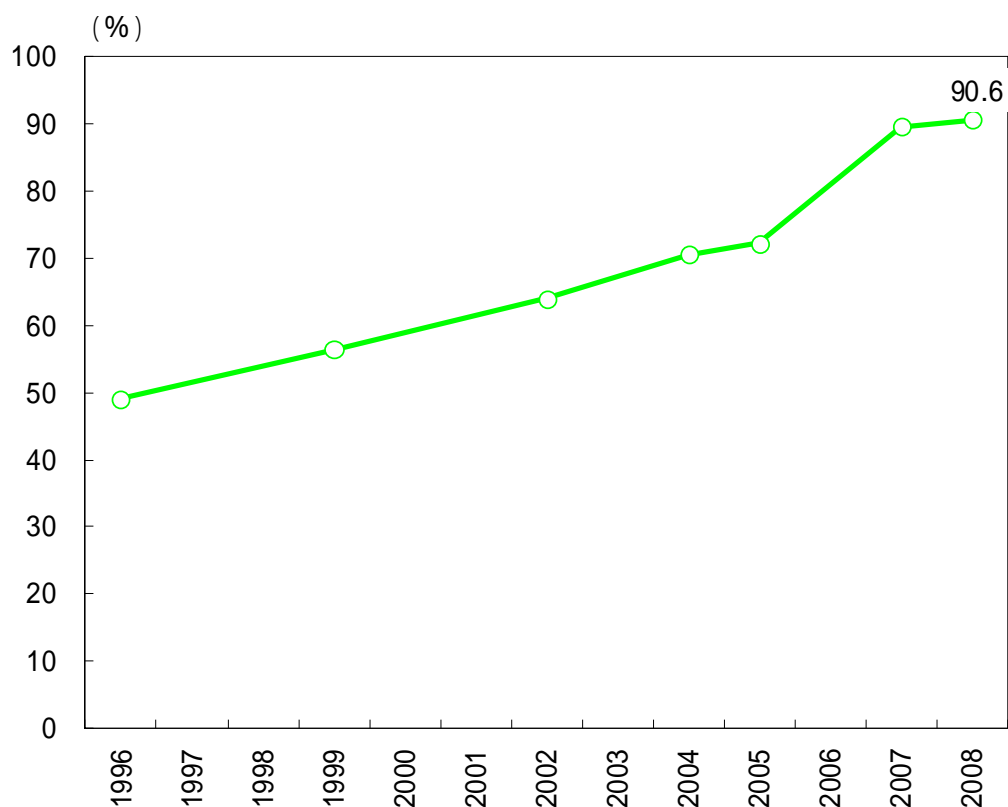


- (備考) 1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
2. 数値は、調査年の前年度1年間に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始(申出)した者の割合。

【参考】女性の育児休業取得率

女性の育児休業取得率は、90%を超え、一定の定着をみていますが、前述のとおり、第1子出産前後の女性の継続就業率は横ばいで推移していることを考慮する必要があります。

【図表23-2-17 女性の育児休業取得率】



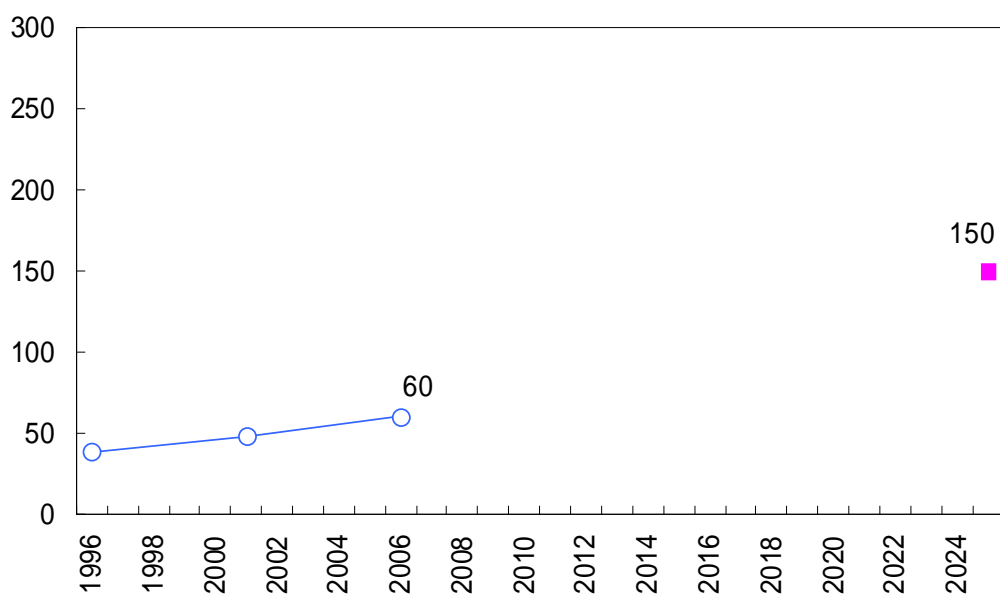
- (備考) 1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
2. 数値は、調査前年度1年に出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の割合。

(1 3) 6 歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間

6 歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間については、2006 年は 60 分となり、2001 年に比べて 12 分増加しましたが、引き続き低水準で推移しています。

【図表3-2-18 6歳未満の子をもつ夫の育児・家事関連時間】

(分)



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 数値は、夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計。